

10. 社団法人 札幌青年会議所会計監査人規則

第1条（目 的）

社団法人札幌青年会議所（以下「本会」という。）における会計の適正化を確保し、監事による会計監査を補助するため、本会に会計監査人グループを置く。

第2条（会計監査人グループ）

会計監査人グループは、代表1名、副代表2名の会計監査人をもって構成する。

第3条（会計監査人）

- 1 会計監査人は理事会において選任する。
- 2 会計監査人の任期は、定款第21条を準用する。
- 3 理事会は、会計監査人が次の各号の一に該当する場合は、会計監査人を解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務を執行することができないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他会計監査人としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第4条（会計監査人の権限）

- 1 会計監査人は、第1条の目的を達成するため、適宜、会計帳簿その他の書類を閲覧および謄写できるものとする。
- 2 会計監査人グループ代表およびその指名する会計監査人は、総会、理事会に出席して意見を述べることができる。

第5条（会計報告）

会計監査人グループは、監事の会計監査に先立って会計を精査し、その結果を監事に報告するものとする。

第6条（守秘義務）

会計監査人は、その職務上知り得た事項を正当な理由無くして、漏洩し、または窃用してはならない。

附 則

この規則は平成6年1月1日から施行する。